

IT活用サービス創出シード支援助成金交付要綱

(通則)

第1条 公益財団法人しまね産業振興財団（以下「財団」という。）が交付するIT活用サービス創出シード支援助成金（以下「助成金」という。）の取扱いについては、公益財団法人しまね産業振興財団助成金交付規程（以下「助成金交付規程」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(助成金交付の目的)

第2条 財団は、県内のIT事業者、IT企業以外の事業者（以下、「サービス事業者」という。）が、財団の技術支援を受けて高度な情報通信技術を活用し、新たなサービス・製品を創出することを目的として、当該サービス・製品の開発事業にかかる経費のうち代表理事理事長が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内で助成金を交付するものとする。

(用語の定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)「県内の」とは、島根県内に本社、支社及び主たる事業所を有することをいう。
- (2)「IT事業者」とは、受託開発ソフトウェア、組込みソフトウェア、パッケージソフトウェアなどの作成、アプリケーションサービス、情報の処理・提供などを行う事業者をいう。
- (3)「サービス事業者」とは、サービスの提供主体となる事業者であり、日本標準産業分類などによる区分とは必ずしも一致しない。

(助成金の交付対象事業者)

第4条 次の(1)から(3)のいずれかを満たす者を助成金の交付対象事業者（以下、「助成対象事業者」という。）とする。

- (1)県内のIT事業者
- (2)県内のサービス事業者。但し、当該サービス事業者がサービスを開発するにあたって、システム開発等を県内のIT事業者に委託する場合に限る。
- (3)県内のIT事業者とサービス事業者で組織されるコンソーシアム、これらを出資者とする法人、又はこれらを構成員とする組合等。

(助成金の交付申請者の要件)

第5条 助成金の交付申請者は、前条のほか次に掲げる要件のすべてを満たす者であること。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 島根県において県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）の滞納がないこと又は納税義務がないこと。
- ウ 消費税及び地方消費税の滞納がないこと又は納税義務がないこと。
- エ 当該事業申請日、又は助成金交付決定日の時点で破産、清算、民事再生手続き若しくは会社更生手続き開始の申立てがなされている事業者でないこと。
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団

員と密接な関係を有する者を経営に関与させている事業者でないこと。

(助成事業の要件)

第6条 次の(1)から(3)の要件をすべて満たすサービス・製品の開発を助成事業とする。ただし、他の助成金等の交付を受ける事業は対象としない。

(1)以下のいずれかに該当するサービス・製品であること。

①新たなサービス・製品であってITの活用が見込まれるもの。

②既存のサービス・製品を、ITを活用して大幅に改良するもの。なお、「大幅に」とは、改良前後で比較して、改良3年後に付加価値額（営業利益+人件費+減価償却費）が9%以上となることが見込まれる場合をいう。

(2)企業、個人を問わず、当該サービス・製品を有償で提供するものであること。

(3)財団の技術支援を受けて高度な情報通信技術を活用して創出するサービス・製品であること。

(助成金交付の対象事業)

第7条 本助成金は、以下のとおり事業を募集し、交付する。

(1)リサーチ・インタビュー支援助成

助成金の交付申請者が新たなサービス・製品の創出にあたり、顧客となりうる対象を探るために調査を実施する段階

(2)プロトタイプ検証支援助成

助成金の交付申請者が顧客とその抱える課題を検証し、初期の顧客を獲得する段階

(3)サービス・製品開発支援助成

初期の顧客を獲得した助成金の交付申請者が、サービス・製品を開発し、市場に投入する段階

(助成対象経費及び金額)

第8条 助成金の交付の対象となる経費、交付の率及び交付の限度額は、次の表のとおりとする。

交付の対象となる経費	交付の率	交付の限度額、助成期間
1 第6条、及び第7条(1)に規定する事業の経費のうち以下に掲げるもの ただし、助成対象事業者が購入する資産（本件助成事業で開発されたソフトウェアを除く）、消耗品等は対象経費としない。 (1)人件費（本事業に直接関与する者の直接作業時間に対するものに限る） (2)旅費（本事業に直接関与する者に対するものに限る） (3)調査に必要となる外部委託費 (4)その他代表理事理事長が特に必要と認める経費	交付の対象である経費の2分の1以内	第7条(1) リサーチ・インタビュー支援助成 1事業につき、50万円以下 原則3ヶ月
2 第6条、及び第7条(2)(3)に規定する事業の経費のうち以下に掲げるもの	交付の対象である経費の2分の1以	第7条(2) プロトタイプ検証支援助成

<p>ただし、助成対象事業者が購入する資産（本件助成事業で開発されたソフトウェアを除く）、消耗品等は対象経費としない。</p> <p>(1) 人件費（本事業に直接関与する者の直接作業時間に対するものに限る）</p> <p>(2) 旅費（本事業に直接関与する者に対するものに限る）</p> <p>(3) 事業に要する開発及び実地検証に必要な機器の購入、試作、改良、据付及び借用に係る費用</p> <p>(4) サービス・製品開発に必要となる外部委託費</p> <p>(5) その他代表理事理事長が特に必要と認める経費</p>	<p>内</p>	<p>1 事業につき、100万円以下 原則 3 ヶ月</p> <p>第 7 条 (3) サービス・製品開発支援助成</p> <p>1 事業につき、300万円以下 原則 6 ヶ月</p>
---	----------	--

- 2 前項の規定により、交付しようとする額に1,000円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てた額とする。
- 3 助成対象事業者は、取得価格において消費税込みで30万円以上のものは資産とし、当該資産は、その法定耐用年数による減価償却費の助成対象事業の実施期間相当額を助成金の交付の対象となる経費として計上できる。
- 4 助成対象事業者が外部委託を行う場合、外部委託費は助成金の交付の対象となる経費の1/2以上とすることはできない。但し、第4条(2)に該当する者でかつ第7条(3)に採択された者について、代表理事理事長が特に必要と認める場合は、外部委託費を助成金の交付の対象となる経費の2/3以内まで認めることができる。

（助成金の交付申請）

第9条 助成金の交付を受けようとする者が提出する申請書は、以下の各号とする。

- (1) 第7条(1) リサーチ・インタビュー支援助成
IT活用サービス創出シード支援助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 第7条(2) プロトタイプ検証支援助成
IT活用サービス創出シード支援助成金交付申請書（様式第2号）
- (3) 第7条(3) サービス・製品開発支援助成
IT活用サービス創出シード支援助成金交付申請書（様式第3号）

（交付の決定）

第10条 代表理事理事長は、前条の規定により助成金交付申請書の提出があったときは、別に定める審査会の審査を経て適当と認めた事業（以下「助成事業」という。）について、助成事業を行う者（以下「助成事業者」という。）に助成金交付決定通知書（様式第4号）をもって通知を行うものとする。

（助成事業の変更等の承認申請）

第11条 助成事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめIT活用サービス創出シ-

ド支援助成金変更（中止・廃止）等承認申請書（様式第5号）を代表理事理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 助成事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 助成目的に変更をもたらすものではなく、かつ、助成目的をより効率的に達成するために必要と認められる変更

イ 助成目的及び事業効率に関係がない事業計画の細部の変更

(2) 助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき。

(3) 助成事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 代表理事理事長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる

3 代表理事理事長は、第1項の承認をしたときは、速やかにその承認の内容及びこれに付した条件をIT活用サービス創出シード支援助成金交付決定変更承認通知書（様式6号）により当該助成事業者へ通知しなければならない。

（遂行状況の報告及び調査）

第12条 助成事業者は、財団から助成事業の遂行状況等についての報告の指示があった場合は、指定する期日までにIT活用サービス創出シード支援助成金遂行状況報告書（様式7号）を代表理事理事長に提出しなければならない。

2 代表理事理事長は、助成事業の遂行状況等について必要に応じて、助成事業者に対して調査を行うことができる。

（実績報告）

第13条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、当該助成事業完了の日から15日以内にIT活用サービス創出シード支援助成金実績報告書（様式第8号）を代表理事理事長に提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第14条 代表理事理事長は、前条の報告書の提出があった場合には必要な検査を行い、適正と認めるときは交付すべき助成金の額を確定し、交付確定通知書（様式第9号）により助成事業者へ通知するものとする。

2 代表理事理事長は、前項の場合において確定した額を超える助成金が既に交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

（助成金の支払）

第15条 代表理事理事長は、第2条に規定する助成金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、助成事業者に対し、助成金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 助成事業者は、助成金の支払を受けようとするときは、IT活用サービス創出シード支援助成金精算（概算）払請求書（様式第10号）を代表理事理事長に提出しなければならない。

（助成金交付の条件）

第16条 代表理事理事長は、助成事業者に対し、助成金の交付の目的を達成するため次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 助成事業者は、助成事業が完了した後も助成事業により取得し又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、助成金の交付の目的に従ってその効果的運用を図ること。
- (2) 代表理事理事長は、助成事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その収入の全部又は一部に相当する金額を財団に納付させることができる。
- (3) リサーチ・インタビュー支援及びプロトタイプ検証支援の助成事業者は、助成事業の実施結果の事業化に努めるとともに、助成事業終了後5年間、財団から助成事業の事業化状況等について報告の指示があった場合、代表理事理事長に報告すること。
- (4) サービス・製品開発支援の助成事業者は、助成事業の実施結果の事業化に努めるとともに、助成事業終了後5年間、代表理事理事長が別に定める日までに事業化の状況をIT活用サービス創出シード支援助成金事業化状況報告書（様式第11号）により代表理事理事長に報告すること。
- (5) 前号の規定により提出された報告書において、助成事業者は下記のアイウ全ての要件を満たした場合は、エにより算出された額を財団に納付すること。
 - ア 本事業により直接的な収益が発生している場合
 - イ サービス・製品の売上額（既存サービス・製品等の改良の場合は売上の増加額）が、年3千万円以上となった場合
 - ウ 当該年度の企業全体の決算において、営業利益及び経常利益が黒字の場合
 - エ 各年度の納付額は、サービス・製品の売上額の1%又は助成額の5分の1のいずれか低い額とし、累計の納付額は助成額を超えないものとする。

（交付の決定の取消等）

第17条 代表理事理事長は、次の各号のいずれかに該当したときは、当該助成金の全部又は一部を取り消す場合がある。

- (1) 助成金の交付後の事情の変更により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなり、又はその遂行ができなくなったとき。
- (2) 助成事業者が、当該助成金を他の用途へ使用したとき。
- (3) 助成事業者が、助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 助成事業者が、当該助成事業に関し、法令等に基づく処分若しくは命令に違反したとき。

2 前項第2号から第4号までの規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用がある。

（助成金の返還）

第18条 代表理事理事長が、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消に係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、財団の定める期限に助成事業者は返還するものとする。

2 助成事業者は、交付される助成金の額が確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、財団の定める期限内に返還するものとする。

（加算金及び延滞金）

第19条 助成事業者は、前条第1項の規定により、助成金の返還を行う場合は、その返還を行う助成金の最後の受領の日から返還金納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場

合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を財団に返還するものとする。

- 2 助成事業者は、財団が指定する納付期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を財団に納付するものとする。
- 3 代表理事理事長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を徴収しないものとする。

(財産処分の制限)

第20条 助成事業者は、取得財産等のうち助成金交付規程第13条に定める財産(以下「処分制限財産」という。)を代表理事理事長の承認を受けずに、助成金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け、取壊し、廃棄し、又は担保に供してはならない。

- 2 前項に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間とする。
- 3 助成事業者は、やむを得ない事由により処分制限財産を前項に定める期間内に処分しようとするときは、あらかじめIT活用サービス創出シード支援助成金取得財産等処分承認申請書(様式12号)を代表理事理事長へ提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 第16条第2号の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(書類の保管)

第21条 助成事業者は、助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該助成事業の完了した日の属する会計年度から5年度の間保管しなければならない。

附則 1 この要綱は、平成27年8月18日から施行する。

附則 2 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則 3 この要綱は、平成29年5月10日から施行する。

附則 4 この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附則 5 この要綱は、令和2年4月27日から施行する。

附則 6 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則 7 この要綱は、令和3年4月15日から施行する。

附則 8 この要綱は、令和3年6月23日から施行する。